

## 福岡県消費者教育推進計画の構成に係る新旧対照表（案）

- 現行計画の構成を基本としつつも、県民がより理解しやすいよう構成等を見直し
- ・「消費者が育むべき力」を追加し、消費者教育が目指す「消費者像」をよりイメージしやすいよう工夫（青字）
  - ・消費者教育推進法の基本理念を参考に、「消費者教育推進のための取り組み」をよりわかりやすく再構成（緑字）

福岡県消費者教育推進計画(第3次)の概要(案)	福岡県消費者教育推進計画(第2次)の概要
<b>第1 計画の基本的考え方</b> 1 計画策定の趣旨 ※「消費者が育むべき力」を追加 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 計画の推進体制	<b>第1 計画の基本的考え方</b> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 計画の推進体制
<b>第2 消費者を取り巻く現状と課題</b> 1 現状分析 (1) 社会情勢の変化 ・デジタル化の進展 ・消費者の多様化 (高齢化の進行、障がい者の増加、成年年齢引下げ、孤独・孤立化等) ・消費者関連法の改正等 ・環境に配慮した商品や仕組み (2) 福岡県における消費生活相談の状況 (3) 消費生活に関する県民意識等 2 課題 ・若年層への重点的な啓発等の実施 ・高齢者や障がいのある人への重点的な啓発等の実施と見守りを行う者への情報提供 ・デジタル化に対応した消費者教育の推進 ・消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成	<b>第2 消費者を取り巻く現状と課題</b> 1 現状分析 (1) 社会情勢の変化 ・情報通信技術の高度化に伴う変化(取引方法と決済手段) ・高齢社会の状況 ・民法の成年年齢引下げなどの法改正等 ・環境に配慮した商品や仕組み (2) 福岡県における消費生活相談の状況 (3) 消費生活に関する県民意識等 2 課題 ・若年者に対する実践的な消費者教育の実施 ・高齢者・障がいのある人等への情報提供・注意喚起の徹底 ・高度情報通信社会への対応 ・消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成
<b>第3 消費者教育推進のための取り組み</b> (1) 各ライフステージでの体系的・継続的推進 ①小・中・高等学校、特別支援学校等 ②大学・専門学校等 ③地域社会 ④家庭 ⑤職域 ⑥誰でも消費者被害に陥る可能性 (2) 消費者の多様な特性に応じたアプローチ ①若者 ②高齢者、障がい者 ③その他デジタル機器の利用状況等 (3) 消費者教育の担い手育成 (4) 消費者教育を行う多様な主体の連携、協働 ①地域における関係機関の連携への支援 ②市町村の取組に対する支援 (5) 他の消費生活に関連する教育との連携促進	<b>第3 消費者教育推進の基本的な方向</b> ～ 計画の視点と施策の方向 ～ 1 総合的・体系的推進のための取組の方向～計画の視点～ (1) 各ライフステージでの体系的な実施 (2) 消費者の特性・場の特性に応じた配慮 (3) 消費者教育を行う多様な主体の連携、協働 (4) 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携促進 2 県が重点的に取り組むテーマ (1) 成年年齢引下げを踏まえた若年者に対する実践的消費者教育の推進 (2) 地域一体となった高齢者・障がいのある人等の消費者被害の防止 (3) 地域における消費者教育の担い手育成 (4) 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進 <b>第4 消費者教育の推進の内容～県が行う施策について～</b> 1 様々な場における消費者教育の実施 (1) 小・中・高等学校、特別支援学校等 (2) 大学・専門学校等 (3) 地域社会 (4) 家庭 (5) 職域 2 消費者教育の担い手育成 <b>第5 市町村の取組に対する支援</b> 1 市町村の消費者教育推進への支援 2 地域における関係機関の連携への支援

(消費者教育の推進に関する法律)

基本理念	①消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付ける実践的な能力の育成
	②主体的に消費者市民社会の形成に参画、発展に寄与できるよう積極的に支援
体系的推進	③幼児期から高齢期までの段階、消費者の特性に配慮
効果的推進	④場（学校、地域、家庭、職域）の特性に対応 ⑤多様な主体間の連携 ⑥消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報の共有 ⑦非常時（災害等）の合理的な行動のための知識と理解の深化 ⑨環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携

(基本理念)

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

- 2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。
- 3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。
- 4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。
- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。